

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年6月29日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	松	下	幸治
同	太	田	晃司

奈 監 第 28 号  
令和2年6月29日

奈良市長 仲川元庸様  
奈良市議会議長 三浦教次様

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	松	下	幸治
同	太	田	晃司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は、令和元年度の財務に関する事務の執行について実施したので、令和2年4月1日に組織・機構の再編がされていますが、監査対象を旧組織名で表記しています。

1 監査対象

総合政策部	総合政策課	情報政策課
総務部	契約課	財政課 資産経営課

なお、令和2年4月17日付け総務部長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた事業見直しについて（依頼）」に対する具体的な措置を検討したところ、監査対象課において感染症対策に伴い業務量が増大すること、また、監査対象課及び監査委員事務局において通常の勤務体制をとれないことが想定された。

これらのことに鑑み、監査を実施することの合理性が担保できないと判断し、令和2年4月21日以降に実施予定となっていた以下の課について、監査を中止することとした。

総務部	市民税課	資産税課
福祉部	保護第一課、保護第二課	
	長寿福祉課	福祉医療課
子ども未来部	保育総務課	保育所・幼稚園課
健康医療部	医療政策課	健康増進課 母子保健課 保健予防課
観光経済部	観光戦略課	奈良町にぎわい課

## 2 監査期間

令和2年4月9日から令和2年6月23日まで

## 3 監査方法

令和元年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和2年2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

しかし、実施した監査においても、監査対象課及び監査委員事務局が新型コロナウイルス感染症対策を行ったことにより、通常の監査方法に制約を受けたものとなった。

## 4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

契約課

### 【意見】回収困難な債権について

総務費雑入の関係書類を査閲したところ、損害賠償金の収入未済が、監査時点で4者4件8,501,800円あった。

本件は、本市発注の公共工事入札において、平成18年度に談合事件があったとして、市が落札業者31者に損害賠償請求を行い、そのうち支払いに応じなかった12者を対象に市が訴訟を起し、確定判決を得た債権の未納分3者

と、訴訟前に自己破産し債務の免責許可を受けた1者である。

この4者は、債務者の破産、法人解散及び死亡等の状況であることから、ここ数年債権回収を行っていないが、奈良市債権管理条例第11条に規定する債権放棄の要件に該当しているとも見られる。

今後、回収の可能性が残されているのであれば、迅速かつ継続的に徴収努力を行うべきであるが、可能性が極めて低いのであれば、いたずらに処分を留保し債権として管理し続けることは不適切といえる。

本件は、談合事件として本市にとって重大な案件であっただけに、そのてん末を明らかにし、説明責任を果たしていくことが必要である。そのことを踏まえ、債権回収の可能性の観点から、当該債権の整理のあり方について適切に判断されたい。

#### 資産経営課

- (1) インターネットによる公有財産売却（自動車）における入札において、予定価格が一律10,000円となっていた。

個々の車両により、車種、年式及び走行距離等の条件が異なることから、現状の予定価格の設定方法は適正とはいえないため、奈良市契約規則第10条第3項の規定に基づき、適正に予定価格を設定されたい。

- (2) 北部会館市民文化ホール等における自動販売機の設置において、入札を実施するにあたり予定価格調書を作成せずに予定価格を設定していた。また、市長決裁を経ずに予定価格を事前公表していた。

入札を実施する場合は、奈良市契約規則第10条の規定に基づき予定価格調書を作成した上で、予定価格を設定されたい。また、予定価格は原則非公表であり、自動販売機の設置は事前公表できる入札には該当しない。例外的に事前公表する場合は、同条にある「その他市長が定める契約の入札」の規定に基づき、適正に事務手続を行われたい。

#### 【意見】自動販売機の設置の入札について

北部会館市民文化ホール等における自動販売機の設置の入札について、関係書類を査閲したところ、次のような状況であった。

- ア 持参式の一般競争入札で実施している。
- イ 1者応札を有効としており、実際に入札参加者が1者で落札している。
- ウ 予定価格を事前公表している。
- エ 予定価格が行政財産使用料の算定額で設定されている。

ア、イ、ウの組合せの場合、予定価格と同額で落札することも可能となり、競争原理が働かず、また、エの場合、行政財産使用料は市場価格と比べて低額であるため、行政財産使用許可から入札方式の貸付契約に切り替えた利点が生かされないことも考えられる。

以上のことから、入札方式については、郵便入札の導入を検討するなど競争性を確保し、また、予定価格については、市場価格も考慮した上で設定し、低額での落札を回避することにより、最大限の収入確保を図られたい。